

2023 年度三好市プレミアム商品券事業

取扱店募集要項

1 事業趣旨

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者を支えることを目的とし、プレミアム付き商品券を発行し消費の下支えと共に市内の商店で利用することにより市内の事業者の支援も行うため、三好市商工会及び阿波池田商工会議所等で構成する 2023 年度三好市プレミアム商品券（臨時）発行事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が発行事業を実施します。

つきましては、三好市内の店舗等に限り使用できるプレミアム商品券を取扱いいただく市内店舗について募集します。

2 「2023 年度 三好市プレミアム商品券」の事業概要

事業概要は以下のとおりです。

商品券名称	三好市プレミアム商品券
発行総額	90,000,000 円 ※プレミア分含む 3,000 円×30,000 セット
販売価格	2,000 円/1 セット 1 人当たりの購入上限 6,000 円（3 セット） （令和 6 年 4 月上旬より 各販売所で販売）
発行セット数	30,000 セット 1 セット：3,000 円（プレミアム分 1,000 円含む） （1 セット内訳 500 円券×6 枚） ※6 枚の内 4 枚 2,000 円分は共通商品券、2 枚 1,000 円分は限定商品券
有効期間	販売日（令和 6 年 4 月 8 日予定）から令和 6 年 7 月 31 日（水）
購入対象者	販売時に三好市に住所を有する者
取扱店	・取扱店とは、特定取引を行う「4 取扱店登録資格」の要件により登録された特定事業者のことを指す。 ※特定取引【商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。】
対象外商品	三好市プレミアム商品券は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。 （1）有価証券、ビール券、図書カード、プリペイドカード、印紙、切手など換金性の高いもの （2）たばこ （3）税金、振込手数料、電気料金、水道料金などの公共料金 （4）土地・家屋の購入、家賃、地代、駐車料等の不動産 （5）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業において提供される役務
換金期間	令和 6 年 4 月 24 日（水）～令和 6 年 8 月 14 日（水）到着分まで
換金方法	「7 換金について」をご参照ください。

3 プレミアム商品券取扱い厳守事項

- (1) プレミアム商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- (2) プレミアム商品券は実行委員会より取扱店に承認された店舗で利用できます。
- (3) プレミアム商品券と現金との交換は禁止しています。
- (4) プレミアム商品券の券面金額に満たない利用であっても、釣銭は出さないでください。
- (5) 店舗で独自にプレミアム商品券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ消費者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等はその旨を明示してください。
- (6) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (7) 有効期間（令和6年7月31日まで）を過ぎたプレミアム商品券は受け取らないでください。
- (8) プレミアム商品券の紛失及び盗難に対し、実行委員会はその責任を負いません。
- (9) 取扱店は、公平性を保つため、店舗利用者の代理人として購入申請を行うことは厳に慎んで下さい。

4 取扱店登録資格

取扱店は、次の事項に該当する事業者とし、①に該当し、かつ、②から④の1つに該当する事業者は「A登録（共通商品券及び限定商品券が利用できる取扱店）」とし、①のみ該当する事業所は「B登録（共通商品券が利用できる取扱店）」とする。

- ① 三好市内に店舗、事業所等を有する事業者であること。
- ② 個人の場合は、三好市内に居住住所があること
- ③ 法人の場合は、三好市内に本店登録があること
- ④ フランチャイズ店は経営する法人・個人の本店所在地・居住住所が三好市内であること
なお、次に掲げる事業者は登録資格を有しません。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者。
 - (2) 特定の宗教・政治団体とかかわる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者。
 - (3) 前述の「2「2023年度三好市プレミアム商品券」の事業概要 対象外商品」の記載の取引、商品のみを取り扱う事業者。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員として又は実質的に経営に関与している事業者。
 - (5) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用している事業者。
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与を行っている事業者。
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる事業者。

5 登録申請について

(1) 申請方法

取扱店の登録を申込みされる方は、この「募集要項」に同意のうえ、受付窓口で「取扱店

申請書」(三好市ホームページからダウンロード、若しくは受付窓口に備えています。)に必要事項を記入し、申請手続きを行ってください。

登録手数料は無料です。受付窓口は以下の通りです。

阿波池田商工会議所 三好市池田町マチ 2191-1
TEL (0883) 72-0143

三好市商工会 (山城本所)
三好市山城町大川持 597 番地 8
TEL (0883) 86-1059

三好市商工会 (三野支所)
三好市三野町芝生 1064 番地 1
TEL (0883) 77-2238

三好市商工会 (東祖谷支所)
三好市東祖谷京上 14 番地 3
TEL (0883) 88-2170

(2) 申請期間

申請期間は令和6年1月25日(木)～令和6年7月31日まで

なお、令和6年1月25日(木)～令和6年2月8日(木)までに登録されますとPR用の取扱店チラシ「取扱店一覧」に店舗名が掲載されます。(広報3月号と一緒に配布予定)

令和6年2月9日(金)～令和6年7月31日(水)の申請ですと「取扱店一覧」に店舗名は記載されませんが登録は可能です、市HPで広報します。

6 取扱店の取消等

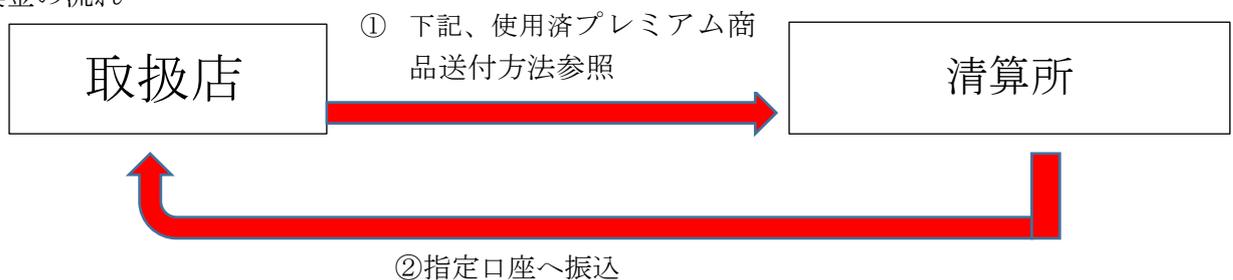
「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認取り消し、損害金の発生が生じた際は請求する場合があります。

7 換金について

(1) 取扱店の換金手数料は無料です。

(2) 取扱店は、「換金伝票」と「使用済プレミアム商品券(裏面に取扱登録店の押印等を行ったもの)」をご持参又はご送付いただきます。

◆換金の流れ



① プレミアム商品券取扱店は該当する下記②の商工団体(以下「清算所」という)へ使用済商品券を送付。

② 清算所にて使用済商品券の枚数及び換金額を確定後、取扱店へ換金額を振り込む。

※清算所は下記のとおりです。

阿波池田会議所 (池田町内のプレミアム商品券取扱店)

三好市商工会 本所(山城町、井川町、西祖谷山村内のプレミアム商品券取扱店)

三好市商工会 三野支所(三野町内のプレミアム商品券取扱店)

三好市商工会 東祖谷支所(東祖谷内のプレミアム商品券取扱店)

(3) 精算所への使用済プレミアム商品券の送付締切ならびに精算予定日は下記のとおりで

す。(締切日・振込予定日は、事業期間中10回あります。事前に登録いただいた金融機関に振込み送金をさせていただきます。)

※使用済プレミアム商品の送付方法

・池田町、三野町、山城町、東祖谷のプレミアム商品券取扱店は基本、上記の該当する清算所へ直接持込ください。なお、直接持込が難しい取扱店は該当する清算所へご相談ください。

・井川町、西祖谷山村のプレミアム商品券取扱店は、三好市商工会本所へ郵送できます。

※郵送料は立替払いをして頂き、精算の際に合わせて振込みます。

精算所 到着締切日	取扱店への振込予定日
4月24日(水)①	5月2日(木)①
5月8日(水)②	5月17日(金)②
5月22日(水)③	5月31日(金)③
6月5日(水)④	6月14日(金)④
6月19日(水)⑤	6月28日(金)⑤
7月3日(水)⑥	7月12日(金)⑥
7月17日(水)⑦	7月26日(金)⑦
7月31日(水)⑧	8月9日(金)⑧
8月7日(水)⑨	8月16日(金)⑨
【最終】8月14日(水)⑩	【最終】8月23日(金)⑩

(4) 最終の商品券の精算所到着日は令和6年8月14日(水)となります。期限を過ぎると換金はできませんので、あらかじめご了承ください。

8 その他留意事項

「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、協議を行います。

9 問合せ先

換金等に関する問合せ先

○阿波池田商工会議所

住所：三好市池田町マチ 2191-1

TEL：(0883) 72-0143

FAX：0883-72-6466

Mail：ikedacci@awaikedacci.com

○三好市商工会(山城本所)

住所：三好市山城町大川持 597 番地 8

TEL：(0883) 86-1059

FAX：0883-86-1049

Mail：tsci4100@tsci.or.jp

「8のその他留意事項」についての問合せ先

◆三好市商工政策課

住所：三好市池田町マチ 2 1 4 5 番地 1

TEL：0883-72-7645

FAX：0883-76-0203

Mail：shoukouseisaku@city.tokushima-miyoshi.lg.jp